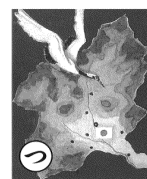




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年6月18日(火) 第9707号

目次

ページ

規則

- 群馬県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課) 2

告示

- 道路の区域変更(道路管理課) 3
- 道路の供用開始(同) 3

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課) 3

■規則

群馬県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月十八日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第六号

群馬県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県環境影響評価条例施行規則(平成十一年群馬県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第六項及び第四十一条第六項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第55号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	松井田中宿線	安中市松井田町松井田字塔の上299番の1地先から同市同字同289番の1地先まで	前	10.9~21.2	81.3
			後	12.8~21.2	81.3

◎群馬県告示第56号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	松井田中宿線	安中市松井田町松井田字塔の上299番の1地先から同市同字同289番の1地先まで	令和元年6月18日

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年6月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 令和元年6月4日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人工房・喫茶オリーブ

- 3 代表者の氏名 藤川ひろ子
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市富士見町原之郷1760番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者・児及びその家族や一般の人が、地域で豊かに、かつ主体的に生活できる社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・児及びその家族や一般の人の生活や環境を十分に理解した、利用者本位の地域福祉に寄与する。障害者・児及びその家族や一般の人に、憩いの場を提供する事業を行い、障害者・児に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業を行い、障害者・児及びその家族や一般の人に対して、共生型サービス事業を行う。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
